英国　公共部門情報に関する**政府オープンライセンス**

参考資料２

**国立公文書館**提供

政府オープンライセンスである本ライセンスに基づいて提供される情報を、わずかな条件を付すのみで、利用者は自由にかつ柔軟に利用、再利用するよう奨励される。

**本ライセンスに基づく情報の利用**

本ライセンスに基づいて明示的に提供される著作権およびデータベース権材料（「本情報」）の利用は、利用者が以下の条件を受諾したことを表示するものである。

許諾者は、利用者に対して、以下の条件に従って本情報を利用する、世界的で、ロイヤルティ無料で、恒久的な非独占的ライセンスを供与する。

本ライセンスは、フェアディーリングまたはフェアユースに基づく自由、あるいはその他の著作権ないしデータベース権の例外および制限に影響しない。

**利用者は自由に**

* 本情報をコピーし、公表し、配布し、送信でき、
* 本情報を応用し、
* 例えばその他の情報と結合して、あるいは自身の製品またはアプリケーションに含めることによって、本情報を商業的に利用できる。

**利用者は、上の何れでも行う場合**、

* 本情報提供者が定めた権利の帰属の記述を含めることにより、本情報の出所を表示し、可能な場合、本ライセンスへのリンクを提供**しなければならない**。

本情報提供者が、具体的な権利の帰属の記述を示さない場合、あるいは利用者が本情報を複数の情報提供者から利用し、複数の権利の帰属が利用者の製品またはアプリケーションにおいて実際的でない場合、利用者は以下の利用を考慮することができる。

政府オープンライセンスv 1.0に基づいて利用許諾された公共部門情報を含める。

* 本情報提供者が利用者または本情報の利用を承認している、または公的なものであるということを示唆する方法で、本情報を利用しないことを利用者は保証する。
* 利用者は、他者に誤解を与えず、あるいは本情報または情報の出所を虚偽表示しないことを保証する。
* 利用者による本情報の利用は、「1998年データ保護法」または「2003年プライバシー・電子通信規則（EC指令）」に違反しないことを保証する。

上記は本ライセンスの重要条件であり、利用者がそれらを順守できない場合、本ライセンスに基づいて付与された権利、または許諾者が供与した同様のライセンスは自動的に終了する。

**例外**

本ライセンスは以下の利用を対象としない。

* 本情報の個人データ
* 情報アクセス立法（連合王国およびスコットランド情報自由法を含む）に基づいて、本情報提供者の同意により、または同意を得て、公表されず、あるいは開示されていない情報。
* 文書またはデータセットの不可分の一部を形成していない限り、省または公共部門組織のロゴ、クレスト、および国章。
* 軍の記章。
* 本情報提供者が許諾権を付与されていない第三者権利。
* 特許、商標、および意匠権を含む、その他の知的財産権に服する本情報。
* 英国旅券等の身分証明書

**免責**

本情報は、「現状のあるがままの姿」で利用許諾され、本情報提供者は、法の許容する最大限度で、本情報に関するすべての表明、保証、義務、および責任を排除する。

本情報提供者は、本情報のいかなる誤謬または遺漏についても責任を負わず、また本情報の利用によってもたらされる、いかなる種類の損失、損傷、または損害についても責任を負わない。本情報提供者は、本情報の継続的供給を保証するものではない。

**準拠法**

本ライセンスは、本情報提供者が別途定めない限り、本情報提供者が主たる事業所を有する法域の法に準拠する。

**定義**

本ライセンスにおいて、以下の用語は、次の意味を有する。

「**本情報**」は、

本ライセンス条件に基づいて利用に供された、著作権またはデータベース権（例えば、文芸および芸術作品、コンテンツ、データおよびソースコード）により保護されている情報を指す。

「**本情報提供者**」は、

本ライセンスに基づいて本情報を提供する者または組織を指す。

「**許諾者**」は、

本ライセンス条件に基づいて本情報を提供する権限を有する本情報提供者、または国家著作権および国家データベース権に従った本情報、および国家が譲渡するかまたは取得した著作権およびデータベース権に従った本情報を、本ライセンス条件に基づいて提供する権限を有する、英国政府刊行物発行所管理者を指す。

「**利用する**」は、

動詞として、元の媒体またはその他いかなる媒体においても、著作権またはデータベース権により制限されるいかなる行為も行うことを指し、本情報を別の様式またはフォーマットで利用するために技術的に必要とされる、配布、コピー、応用、修正を含むがそれに限定はされない。

「**利用者**」は、

本ライセンスに基づいて権利を取得する、自然人または法人、あるいは法人格のあるまたはない社団を指す。

**政府オープンライセンスについて**

英国政府刊行物発行所（HMSO）管理者は、公共部門の本情報提供者が、一般オープンライセンスに基づいて、本情報の利用および再利用の許諾ができるようにする道具として本ライセンスを開発した。管理者は、自身の著作権およびデータベース権を所有する公共部門団体に、本ライセンスに基づいてそれらの情報の利用を許可するよう勧誘する。

HMSO管理者は、国家が所有する著作権およびデータベース権に従って、本情報をライセンス供与する権限を有する。本ライセンス条件に基づいて本情報のライセンスを提供する範囲は、UK Government Licensing Frameworkに定める。

これは政府オープンライセンスのバージョン1.0である。HMSO管理者は、政府オープンライセンスの新バージョンを随時交付することができる。ただし、利用者は希望する場合、本バージョンに基づいて利用許諾された本情報を継続して利用することができる。

本条件は、著作権を対象とするいかなるクリエイティブ・コモンズ帰属ライセンス、およびデータベース権および適用著作権を対象とするオープンデータ・コモンズ帰属ライセンスとも相互作用できるように調整される。

さらに、ベストプラクティス及びガイダンスは、国家公文書保館ウェブサイトの、UK Government Licensing Frameworkの項にある。